

## 入札説明書

この入札説明書は、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項）により、入札書のほか、防災救急ヘリコプターの性能や整備体制、安定した運航に関する事項など必要事項について提案を求め、内容を評価した上で総合的に最も優れたものを落札者として決定するために交付するものである。

なお、この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年宮崎県規則第69号）、本件調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、宮崎県が発注する調達契約に関し、競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 公告日

令和5年6月8日（木）

### 2 落札者決定方法

総合評価一般競争入札（以下「本件入札」という。）

### 3 本件入札に付する事項

#### (1) 調達物品の名称及び数量

宮崎県防災救急ヘリコプター 一式

#### (2) 調達物品に係る発注・契約担当部局

宮崎県総務部危機管理局消防保安課消防担当

郵便番号 : 880-8501

所在地 : 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話番号 : 0985-26-7627

ファックス番号 : 0985-26-3130

電子メールアドレス : kiki-shobohoan@pref.miyazaki.lg.jp

#### (3) 調達物品の仕様

別添1「宮崎県防災救急ヘリコプター仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

#### (4) 納入期限

令和7年9月30日（火）

#### (5) 納入場所

仕様書による

#### (6) 最低制限価格の設定

本件入札には、最低制限価格を設けない。

#### (7) その他

ア 本件入札は、紙入札案件である。

イ 本件入札は、入札参加資格を確認するため、入札前に6(1)に定める書類の提出が必要な入札である。

#### 4 入札者に必要な資格に関する事項

次の(1)から(7)までに定める要件の全てを満たす者であること。

- (1) 令和5年宮崎県告示第120号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が車両・船舶・航空機類で、種目が航空機販売・整備のものであること。
- (2) 宮崎県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (4) 入札公告前5年間に、国又は地方公共団体において航空消防活動、海難救助、捜索救助等の警察業務を目的として運航されるヘリコプターの納入履行実績を有する者であること。
- (5) 仕様書に定める構造及び性能等並びに装備品等を備えた宮崎県防災救急ヘリコプターを納入することができる者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者であること。

#### 5 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

上記4(1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次のとおり参加資格を得るための申請を行うこと。

##### (1) 申請書類等を配布する場所及び受付場所

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

郵便番号：880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話番号：0985-26-7208

##### (2) 申請書類の受付期間

令和5年6月8日（木）から令和5年6月23日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

#### 6 本件入札参加のための確認申請

##### (1) 提出書類

本件入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、4に定める要件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、別添2「総合評価一般競争入札参加申請に必要な書類」に定める書類を提出すること。

##### (2) 提出期限

令和5年7月5日（水）午後5時（送付にあつては、同日午後5時必着）

(3) 提出先

3(2)の担当部局

(4) 提出方法

持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

(5) 確認結果の通知

確認結果は、令和5年7月20日（木）までに書面により通知する。

## 7 提案書

(1) 提出書類

入札参加希望者は、別添3「宮崎県防災救急ヘリコプター提案書作成要領」に定める提案書を提出すること。

(2) 提出期限

令和5年7月5日（水）午後5時（送付にあつては、同日午後5時必着）

(3) 提出先

3(2)の担当部局

(4) 提出方法

持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

(5) その他

ア 提案書は、正本（1部）及び副本（14部）の左肩1点を綴じ提出すること。

イ 提案書は、A4版横書き又はA3版横書き（2ツ折り）片面印刷とし、日本語で表記すること。

ウ 入札参加希望者は、2つ以上の提案を行うことはできない。

エ 書類の提出後、その変更、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。

ただし、当該規定は提出書類の確認の過程において、県が提案内容の明瞭化等の必要があると判断した場合はこの限りでない。

## 8 仕様書及び提案書に関する質問

(1) 質問方法

ア 質問書（別紙様式1）に必要事項を記載し、3(2)の担当部局に電子メールで提出の上、電話により同担当部局に到達の確認をすること。

イ 電子メールの件名は、「宮崎県防災救急ヘリコプター一式納入に係る質問(会社名)(質問日)」とすること。

(2) 受付期間

公告の日から令和5年6月19日（月）午後5時まで

(3) 回答

ア 回答方法

県庁ホームページに掲載する。(ホームページアドレス:<https://www.pref.miyazaki.lg.jp>)

イ 掲載期間

令和5年7月5日（水）まで

## 9 提案書の評価

(1) 提案書については、宮崎県防災救急ヘリコプター機種選定委員会を設置し、評価を行う。

(2) 提案書に関するプレゼンテーション（説明）

ア 入札者は、上記(1)の選定委員会において提案書に関するプレゼンテーション（説明）を行うものとする。

イ プレゼンテーションは、提案書提出期限の翌日以降に行うものとし、実施日程及び方法については別途指定し、入札者に通知する。

(3) 提案書の評価の項目及び配点

| 項目                        | 配点<br>(点) |
|---------------------------|-----------|
| 運航の安全確保                   | 10        |
| 本県の航空消防活動に求められる機体性能等      | 90        |
| 防災救急ヘリコプターの組立に係る能力（整備体制等） | 10        |
| 納入後の耐空性の維持                | 30        |
| 納入後の安定運航                  | 10        |
| 合計                        | 150       |

10 一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## 11 入札

(1) 入札に参加する者は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書（別紙様式2）を持参又は送付（送付の場合は書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

ア 調達物品の名称及び数量

イ 入札金額

ウ 入札者本人の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の職氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ）

(2) 入札書の提出場所及び問合せ先

3(2)の担当部局

(3) 入札書の提出期限

令和5年7月26日（水）午後5時（送付にあつては、同日午後5時必着）

(4) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式3）を提出するほか、入札書に入札者本人の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

(5) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『7月27日開封「宮崎県防災救急ヘリコプター一式」の入札書在中』と朱書きしなければならない。なお、送付（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の

うえ当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には『7月27日開封「宮崎県防災救急ヘリコプター一式」の入札書在中』と朱書きしなければならない。

- (6) 入札者又はその代理人（以下「入札参加者」という。）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。
- (7) 入札参加者は、本入札説明書及び別添1「宮崎県防災救急ヘリコプター仕様書」から別添5「宮崎県防災救急ヘリコプター売買契約書（案）」（以下「契約条件」という。）を熟覧のうえ入札しなければならないものとし、入札後、契約条件についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (8) 入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 12 開札

- (1) 開札の日時 令和5年7月27日（木） 午前10時
- (2) 開札の場所 宮崎県庁防災庁舎4階 防46号室
- (3) 開札には、入札参加者が立ち会わなければならない。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (4) 開札場には、入札参加者、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (5) 入札参加者は、開札に立ち会うときは入札関係職員の求めに応じ、本件入札に係る6(5)の通知又はその写し及び身分証明書を提示しなければならない。
- (6) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。この場合において、入札参加者の全てが立ち会っている場合は直ちに行うこととするので、入札書の準備をすること。また、その他の場合にあつては別に定める日時にこれを行う。

## 13 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5以上の金額を納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則第100条の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者はこの限りでない。

### (2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約締結前（落札決定の日から起算して7日（土日、祝日を含む）以内）に納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則第101条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者はこの限りでない。

## 14 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は、再度の入札に参加することができない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

## 15 落札者の決定

### (1) 決定基準

別添4「落札者決定基準」のとおり。

### (2) 決定方法

ア 別添4「落札者決定基準」の3に定める総合評価値が最も高い者を落札者とする。

イ 総合評価値が最も高い者が2者以上あるときは、提案書評価点が最も高い者を落札者とする。  
それでも同点の場合は、当該入札者にくじを引かせ（実施日時、場所等は対象者へ別途通知する。）、落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 入札価格が予定価格を超える場合は、落札候補者とししない。

### (3) その他

ア 落札者の決定を行った場合には、県は、その結果について速やかに全ての応札者に対して通知する。

イ 落札者が、仮契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

## 16 仮契約の締結

本調達に係る契約書の締結については、宮崎県議会（以下「議会」という。）の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに本契約が成立するものとする。

(1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、県は仮契約を解除することができる。

(2) (1)により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

## 17 その他

(1) 本件入札の入札参加に要する一切の費用は、入札参加希望者及び入札者の負担とする。

(2) 入札参加希望者及び入札者から提出された書類等は返却しない。

また、7の提案書の内容及び個人情報等は、9の評価にのみ使用し、入札参加希望者及び入札者の承諾なしに第三者に提供しない。

(3) 落札者となった場合は、提案書の内容を遵守すること。

やむを得ず内容の変更を行う場合は、県との協議を行い承諾を得ること。

(4) この競争入札による調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- (5) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成 26 年 6 月 23 日会計管理局会計課定め）に定める宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。